

1. 基本的な考え方

佐々木病院は、人間の尊厳を重視する理念に基づき、医療・看護を提供しております。身体的拘束（以下「拘束」という。）は原則禁止という考えのもと、患者さんの尊厳と主体性を尊重します。拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的・社会的弊害を理解した上で、緊急やむを得ない場合を除き、拘束を最小化する努力を組織として行い、よりよい医療の実現を目指します。

2. 用語の定義

拘束とは、抑制帯等の患者の身体または衣服に触れる何らかの用具等を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束してその運動を抑制し、行動の制限を示します。

3. 拘束の3要件

拘束を行う場合は次の3つの要件をすべて満たした場合に限られます。

- 切迫性：行動制限を行わない場合患者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高い場合
- 非代替性：行動制限以外に患者の安全を確保する方法がない場合
- 一時性：身体的拘束による行動制限が一時的である場合

4. 拘束以外の対策

拘束以外の対策として、下記の内容を実施します。

- (1) 拘束を誘発する原因の特定と除去
- (2) 5つの基本的ケアの徹底（生活リズムを整えるその人に合ったケアの実践）
 - i) 起きる ii) 食べる iii) 排泄する iv) 清潔にする v) 活動する

5. 体制と役割

院内に拘束最小化対策に関わるチームを設置し、活動を行っています。

- (1) チームの構成：医師、看護師および入院医療に携わる多職種の職員
- (2) チームの役割
 - ・身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知する。
 - ・回診時、身体的拘束の解除や代替策のカンファレンスを行い、病棟へフィードバックする。
 - ・指針を職員に周知し、定期的に見直しする。
 - ・身体的拘束最小化に関する職員研修を定期的に開催する。

6. 拘束を行う場合の対応

- ①患者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず拘束を行う場合は、原則として医師が患者・家族に説明し、同意を得ます。
- ②医師は、指示を出し、診療記録にその理由も記載します。
- ③患者の状態にあった適切な用具を選択します（必要最低限に留める）
- ④患者の状態を観察して記録に残し、少しでも早く拘束を解除できるようにします。

7. 指針の閲覧について

当院での身体拘束最小化のための指針は各部署へ配布し職員が閲覧可能とするほか、いつでも患者さん及びご家族が閲覧できるよう、当院ホームページに掲載します。